
第3章 第1期実施計画

教育施策を総合的かつ計画的に推進し、プランの基本理念及び基本目標を実現するため、今後3年間（平成27年度から平成29年度まで）の取組内容を、8の基本政策、18の施策、53の事務事業に体系的に整理した「第1期実施計画」を策定します。

1 第1期実施計画における基本的な考え方

(1) 教育をめぐる状況の変化

平成17年3月に「かわさき教育プラン」が策定されてから10年が経ちました。この間、我が国は、戦後初めての総人口の減少、少子高齢化の急速な進行、団塊の世代の大量退職、東日本大震災の被害と復興への取組、グローバル化の一層の進展など大きな時代の変化の中を歩んできました。

教育分野においても、平成18年には、教育に関する根本法である「教育基本法」が改正され、この改正を受けて「学校教育法」等の教育に関連する法律の改正も行われました。また、初めての国の教育振興基本計画の策定、全国学力・学習状況調査*の実施、教育委員会制度改革*など、教育をめぐる大きな動きがありました。

この間、本市においては、「かわさき教育プラン」に基づく、実行計画を第3期まで策定し、教育改革を推進してきました。これまでの計画期間においては、いじめ・不登校対策の充実による「共に生き、共に育つ環境づくり」、学校評価制度の導入や学校教育推進会議*の設置等による「地域に開かれた学校づくり」、校舎の耐震性の確保や普通教室の冷房化等の「良好な教育環境の整備」、区役所への区・教育担当の配置やライフステージに応じた教職員研修の実施などによる「学校の教育力の向上」、中原図書館や青少年科学館の再整備による「共に学び、活動する生涯学習環境の整備」等、様々な教育施策を推進してきましたが、その間も社会状況は変化を続け、今後も引き続き対応し、乗り越えなければならない多くの教育課題が残っています。

(2) 引き続き対応すべき課題

<子ども>

子どもたちに目を向ければ、急激に変化している社会の中で、産業構造や就労形態などの大きな変化に十分な対応ができず、学校から社会への移行が円滑に行われていない子ども・若者の実態が指摘されています。その背景には、コミュニケーション能力の不

足、自己肯定感の低下、他者への配慮の不足、規範意識の低下、また学習と将来との関係が見出せずに学習意欲が低下していることなど、「社会的自立」に必要な能力や態度に関わる子どもたちの様々な課題が存在しています。そのことから、子どもたち一人ひとりが、教育的ニーズに応じた適切な支援を受けながら、「生きる力*」を十分に身に付け、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応できる力や、他者の人格を尊重し、支え合いながら関わる態度を育てることが、重要な課題となっています。【基本政策Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】

<学校>

保護者や地域の方々の意見、子どもの学習状況や生活状況等の多様化により、各学校は、創意工夫を凝らして、地域に根ざした特色ある教育活動を行うことを求められています。また、近年の教職員の大量退職等により、この10年間の新規採用者の累計数は2,800人余りに上り、総教員数のほぼ半数となっています。そのような状況の中で、様々な課題に適切に対応していくため、教職員の資質及び学校の組織力・チーム力の向上、家庭・地域との連携や行政による支援を充実させることで、学校が自主的・自律的に学校運営を行い、自ら課題を解決する力を高めていくことが必要です。【基本政策Ⅴ】

<家庭>

家庭における教育は、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナー等を身に付けるために大変重要なものです。しかしながら、共働き世帯が割合を超える現代においては、時間的・生活的な余裕がなく、支援を必要としていながら支援の場に参加できない家庭も多くあります。支援の必要な家庭に支援が行き届くよう、企業との連携など、新たなアプローチ方法等による支援の充実に取り組む必要があります。【基本政策Ⅵ】

<地域>

地域社会における人と人のつながりの希薄化や地域全体の支え合い、助け合いの大切さが指摘されている現代において、活力ある豊かな地域社会をつくるためには、市民が集い、学び、つながり、成果を活かす仕組みを構築し、学びを通じた新たな絆・つながりを広げていくことが必要です。社会教育が充実した地域社会では、子どもたちが地域の多くの大人と関わりながら安心して生きる力を培うことができます。また、シニア世代の地域参加が促進され、地域の活力が充実します。そのため、今後の行政の役割として、地域の社会教育の担い手となる人材の育成や多様な主体の連携に向けたネットワーク化の推進が求められています。【基本政策Ⅵ、Ⅶ】

また、地域の歴史を伝え、市民に誇りと愛着を与えてくれる文化財を地域の教育資源として活用することも、地域のつながりや学び合いの推進のために有効な方策となります。**【基本政策Ⅷ】**

<教育行政>

厳しい財政状況が続くことが想定される中、山積する教育課題に適切に対応するために、事業の効率的かつ効果的な執行に向けた見直しに継続して取り組み、事業に必要な財源の確保に努める必要があります。

また、学校や市民館など教育財産として多くの老朽化した施設を管理している教育委員会では、支出の平準化を図りながら、長期的な視点で計画的な保全を図り、教育環境の維持・改善に取り組む必要があります。**【基本政策Ⅳ】**

さらに、教育プランの基本理念及び基本目標の実現のために、計画の実行を確保するための進捗管理や新たな課題への迅速かつ柔軟な対応、関係局や関係団体、市民等との連携・協働、教育行政を担う職員の育成など、教育プラン実現のための執行体制の構築については、プランの運用が開始してからも継続して取り組んでいく必要があります。

(3) 第1期実施計画の策定

以上のような教育をめぐる現状に適切に対応していくためには、これまで本市の教育が積み重ねてきた成果を継承するとともに、さらに発展させながら、現場の実態に目を向け、残された課題、新たな課題に真摯に向き合い、多様な主体と連携・協働して、計画的に取組を進めていくことが重要です。

そこで、教育委員会では、引き続き対応すべき課題及びプランの基本理念及び基本目標を踏まえ、課題解決に向けて教育施策を着実に推進するため、「第1期実施計画」を策定します。

2 第1期実施計画の全体像

■プランの基本理念・基本目標

基本理念

ゆめ きぼう いだ い じんせい おく いしずえ きず
夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

基本目標

じしゅ じりつ
自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

■第1期実施計画（平成27年度～平成29年度）「8つの基本政策」と「18の施策」

基本政策

I 人間としての在り方生き方の軸をつくる

自尊感情や規範意識、人と関わる力等の子どもの社会的自立に向けて必要な能力や態度を、成長段階に応じて系統的・計画的に育む「キャリア在り方生き方教育*」を推進します。

(18の施策及び主な取組)

I-1 キャリア在り方生き方教育の推進

★キャリア在り方生き方教育の推進

基本政策

II 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

学ぶ意欲を高め、「確かな学力*」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、一人ひとりが社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身に付けることを目指します。

(18の施策及び主な取組)

II-1 確かな学力の育成

★総合的な学力向上策の実施

II-2 豊かな心の育成

●人権尊重教育及び多文化共生教育の推進

●読書のまち・かわさき事業の推進

II-3 健やかな心身の育成

●子どもの体力の向上

★中学校完全給食の早期実施に向けた取組

II-4 教育の情報化の推進

II-5 特色ある高等学校教育の推進

基本政策

V 学校の教育力を強化する

学校が保護者、地域と連携しながら、地域の教育資源や人材を活用し、子どもや保護者、地域の実態に応じた創意工夫ある教育活動を進め、特色ある学校づくりを推進します。

ライフステージに応じた研修や教育実践等を通じて教職員一人ひとりの資質能力を高めるとともに、その力を組織的に機能させ、学校の教育力を高めめます。

(18の施策及び主な取組)

V-1 学校運営の自主性、自律性の向上

●地域に開かれた特色ある学校づくりの推進

●区における教育支援の推進

V-2 教職員の資質向上

★県費教職員の移管に伴う学校運営体制の構築

基本政策

VI 家庭・地域の教育力を高める

各家庭における教育や、地域による子どもや若者の育ちを支える取組を支援するとともに、地域の様々な大人が子どもたちの教育や学習をサポートする仕組みづくりを進めることによって、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりや、子どもたちが地域の一員として夢や希望を持って豊かに育つことができる環境づくりに取り組んでいきます。

(18の施策及び主な取組)

VI-1 家庭教育支援の充実

VI-2 地域における教育活動の推進

●地域教育会議*の活性化

★地域の寺子屋事業の推進

きょうせい きょうどう
共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

及び「主な取組」

- ：主な取組
- ★：主な取組のうちの重点事業

基本政策

Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

すべての子どもがいいきと個性を発揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育「支援教育*」を学校教育全体で推進します。

(18の施策及び主な取組)

Ⅲ-1 支援教育の推進

★「児童支援コーディネーター」の専任化の推進

- 特別支援教育の推進
- いじめ防止対策の取組

基本政策

Ⅳ 良好な教育環境を整備する

地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組や防災教育研究推進校の取組を支援する等、学校安全を推進します。

「学校施設長期保全計画」に基づく取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善する等、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

(18の施策及び主な取組)

Ⅳ-1 学校安全の推進

Ⅳ-2 安全安心で快適な教育環境の整備

★学校施設長期保全計画の推進

Ⅳ-3 児童生徒増加への対応

- 新川崎地区、小杉駅周辺地区の小学校新設に向けた取組

基本政策

Ⅶ いいきと学び、活動するための環境づくり

市民の「学ぶ力」を育み、市民の自治力の基礎を培うため、自ら課題を見つけ、自主的に学び、その成果を活かす学びの機会提供を促進します。

社会教育の展開を通じて、市民の学びを通じた出会い（「知縁*」）を促進し、それが新たな「絆」「つながり」を生み出すよう支援するとともに、地域における社会教育の担い手を育成していきます。

社会教育施設の長寿命化の推進など生涯学習環境の充実を図ります。

(18の施策及び主な取組)

Ⅶ-1 自ら学び、活動するための支援の充実

★地域の生涯学習の担い手を育てる仕組の構築

- 図書館運営事業

Ⅶ-2 生涯学習環境の整備

- 社会教育施設の長寿命化
- 学校施設の有効活用

基本政策

Ⅷ 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、市民が文化財に親しむ機会を充実させ、文化財に対する市民意識を高め、文化財を活かした魅力あるまちづくりを目指します。

博物館施設「日本民家園」、「かわさき宙と緑の科学館」の特性・専門性を活かした博物館活動の充実や施設間連携等により、各施設の魅力向上につながる事業を展開します。

(18の施策及び主な取組)

Ⅷ-1 文化財の保護・活用の推進

- 文化財保護活用計画に基づく取組の推進
- 新たな文化財保護制度の整備

★国史跡橋樹官衙遺跡群*の史跡整備の推進

Ⅷ-2 博物館の魅力向上

- 日本民家園開園50周年に向けた取組

3 第1期実施計画の政策体系

第1階層	
基本理念	「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」
基本目標	「自主・自立」 変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと 「共生・協働」 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

★重点事業に位置づける事務事業

第2階層	第3階層	第4階層		
基本政策（8）	施策（18）	事務事業（53）	ページ	所管課
Ⅰ 人間としての在り方生活の軸をつくる	1 キャリア在り方生活教育の推進	1 キャリア在り方生活教育推進事業 ★	18	教育改革推進担当
		Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす		1 確かな学力の育成
2 豊かな心の育成	1 学力調査・授業改善研究事業 ★	27	総合教育センター	
	2 きめ細やかな指導推進事業 ★		総合教育センター	
	3 英語教育推進事業 ★		総合教育センター	
	4 理科教育推進事業 ★		総合教育センター	
	5 小中連携教育推進事業		教育改革推進担当	
	6 学校教育活動支援事業		総合教育センター	
3 健やかな心身の育成	1 道徳教育推進事業	1 道徳教育推進事業	30	総合教育センター
		2 読書のまち・かわさき推進事業		指導課
		3 子どもの音楽活動推進事業		指導課
		4 人権尊重教育推進事業		人権・共生教育担当
		5 多文化共生教育推進事業		人権・共生教育担当
4 教育の情報化の推進	1 子どもの体力向上推進事業	1 子どもの体力向上推進事業	32	健康教育課
		2 健康教育推進事業		健康教育課
		3 中学校給食推進事業 ★		中学校給食推進室
		4 学校給食運営事業		健康教育課
		5 学校給食会補助事業		健康教育課
5 特色ある高等学校教育の推進	1 魅力ある高校教育の推進事業	1 魅力ある高校教育の推進事業	33	教育改革推進担当
		2 中高一貫教育推進事業		教育改革推進担当

第2階層	第3階層	第4階層			
基本政策(8)	施策(18)	事務事業(53)	ページ	所管課	
Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する	1 支援教育の推進	1 児童支援コーディネーター専任化事業 ★	38	指導課	
		2 特別支援教育推進事業		指導課	
		3 共生・共育推進事業		教育改革推進担当	
		4 児童生徒指導・相談事業		総合教育センター	
		5 適応指導教室事業		総合教育センター	
		6 海外帰国・外国人児童生徒相談事業		総合教育センター	
		7 就学援助・就学事務		学事課	
		8 奨学金認定・支給事務		学事課	
Ⅳ 良好な教育環境を整備する	1 学校安全の推進	1 学校安全推進事業	46	健康教育課	
		2 安全安心で快適な教育環境の整備		1 学校施設長期保全計画推進事業 ★	教育環境整備推進室
				2 学校施設環境改善事業	教育環境整備推進室
	3 学校施設維持管理事業		教育環境整備推進室		
	3 児童生徒増加への対応	1 児童生徒増加対策事業	50	企画課	
Ⅴ 学校の教育力を強化する	1 学校運営の自主性、自律性の向上	1 地域等による学校運営への参加促進事業	53	教育改革推進担当	
		2 区における教育支援推進事業		教育改革推進担当	
		3 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業		指導課	
		4 学校の管理運営支援事業		学事課	
	2 教職員の資質向上	1 教職員研修事業	55	総合教育センター	
		2 県費教職員移管業務 ★		県費教職員移管準備担当	
		3 教職員の人事・定数配置業務		教職員課	
		4 教職員の選考・任免業務		教職員課	
		5 教育研究団体補助事業		指導課	
Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める	1 家庭教育支援の充実	1 家庭教育支援事業	60	生涯学習推進課	
	2 地域における教育活動の推進	1 地域の寺子屋事業 ★		62	生涯学習推進課
		2 地域における教育活動の推進事業	生涯学習推進課		
Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境づくり	1 自ら学び、活動するための支援の充実	1 社会教育振興事業 ★	67	生涯学習推進課	
		2 図書館運営事業		生涯学習推進課	
	2 生涯学習環境の整備	1 生涯学習施設的环境整備事業	69	生涯学習推進課	
		2 社会教育関係団体等への支援・連携事業		生涯学習推進課	
Ⅷ 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり	1 文化財の保護・活用の推進	1 文化財保護・活用事業	73	文化財課	
		2 橋樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 ★		文化財課	
	2 博物館の魅力向上	1 日本民家園管理運営事業	75	文化財課	
		2 青少年科学館管理運営事業		文化財課	